

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	横越インター東地区地区計画	
地区の区分	A地区	B地区
建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 法別表第2(ろ)項に掲げるもの (2) 法別表第2(は)項第3号から第6号までに掲げるもの	建築してはならない建築物 (1) 法別表第2(い)項第1号から第4号までに掲げるもの (2) 法別表第2(は)項第2号に掲げるもの (3) 法別表第2(に)項第6号に掲げるもの (4) 法別表第2(ほ)項第4号に掲げるもの (5) 法別表第2(と)項第5号に掲げるもの (6) 法別表第2(り)項に掲げるもの (7) ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
壁面の位置の制限	—————	工場にあつては、横越インター東A地区に接する道路境界線から5m。
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限(高さは道路面からの高さによる)	道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。 ただし、高さ0.4m以下のもの又は網状その他これに類する形状のものは、この限りでない。 ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。(*1)	

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

*1は、条例第8条に定められている規定です。